

「所得税の確定申告」と「市県民税の申告」

令和7年分の所得税の確定申告期間は、2月16日(月)～3月16日(月)です。

市で受け付けできない申告は、銚子税務署の申告相談などを利用して下さい。

申告が必要な人は

所得税の確定申告

- 事業などの所得が、基礎控除とそのほかの所得控除の合計額を超える人
- 給与収入が2,000万円を超える人
- 給与所得者で、給与所得以外の所得が20万円を超える人
- ※20万円以下でも市県民税の申告は必要です。
- 2か所以上から給与の支払いを受けている人
- 公的年金収入が400万円を超える人、または400万円以下でそのほかの所得が20万円を超える人
- 各種控除を追加し、還付を受けようとする人

市県民税の申告

- 令和8年1月1日現在で市内に在住し、令和7年1月～12月に事業・不動産・利子・配当・給与・雑・譲渡・一時・山林所得があった人
- 公的年金収入のほかに所得がある人や、各種控除を追加したい人

※所得税の確定申告をした人や、給与所得のみで勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている人、これらの人に被扶養者として申告(報告)されている人は不要です。

収入がなくても申告を

申告書裏面の「収入がなかった方等の記入欄」に記入し、提出してください。申告をしないと各種証明書の交付や国民健康保険税の軽減、福祉サービスなどに支障が出る場合があります。

申告の注意事項

市役所で申告する際は

申告相談の日程は別表のとおりです。申告相談をする場合は予約が必要です。

予約受け付けの際に、氏名、生年月日、電話番号、収入の種類、申告内容などを確認します。同じ人が複数の予約をすることはできません。キャンセルする場合は、連絡をしてください。

予約開始日／2月2日(月)

予約受付時間／●インターネット：24時間 ●電話：平日の午前9時～午後4時

予約方法／希望日の前日までに、市ホームページの専用フォームか、電話(☎74-3687)で予約してください。

混雑緩和に協力を

- 申告期間中は、市役所の駐車場が大変混み合うため、別図の駐車場を利用してください。
- 経費や医療費などの集計を済ませ、来場してください。
- 相談の必要がない人は、郵送や電子申告(e-Tax)を利用してください。

市で受け付けできない申告は税務署や税理士へ

次のいずれかに該当する場合は、市で受け付けできません。銚子税務署や青色申告会で申告するか、税理士に依頼、またはe-Taxを利用してください。

※銚子税務署の申告相談には、国税庁LINEから予約が必要です。

- 青色申告の人
- 事業・不動産所得がある白色申告者で、収入金額の合計が1,000万円以上の人
- 土地・建物、株式・投資信託、先物の譲渡所得、配当所得、山林所得のある人
- 住宅ローン控除を受ける人
- 雑損控除を受ける人
- 更正の請求・修正申告・準確定申告の人
- そのほか複雑な申告

スマホで自宅から確定申告

マイナンバーカードとスマートフォンを利用して、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から確定申告ができます。さらにマイナポータルと連携すると、源泉徴収票や医療費、ふるさと納税などの情報が一括取得でき、自動で入力されます。

申告に必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの電子証明書の暗証番号
 - 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン
- 源泉徴収票など、申告書の作成に必要な書類

※マイナンバーカード・電子証明書の有効期限切れに注意してください。

無料相談会を開催

税務署・税理士による相談会

内容／所得税(青色申告、株式の譲渡所得などを含む)、消費税など ※土地・建物などの譲渡所得には対応できません。

期日／2月4日(水)、5日(木)

時間／午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

場所／市役所1階 市民ホール

税理士による相談会

内容／相続税、贈与税

期日／2月20日(金)

時間／午前9時～午後4時

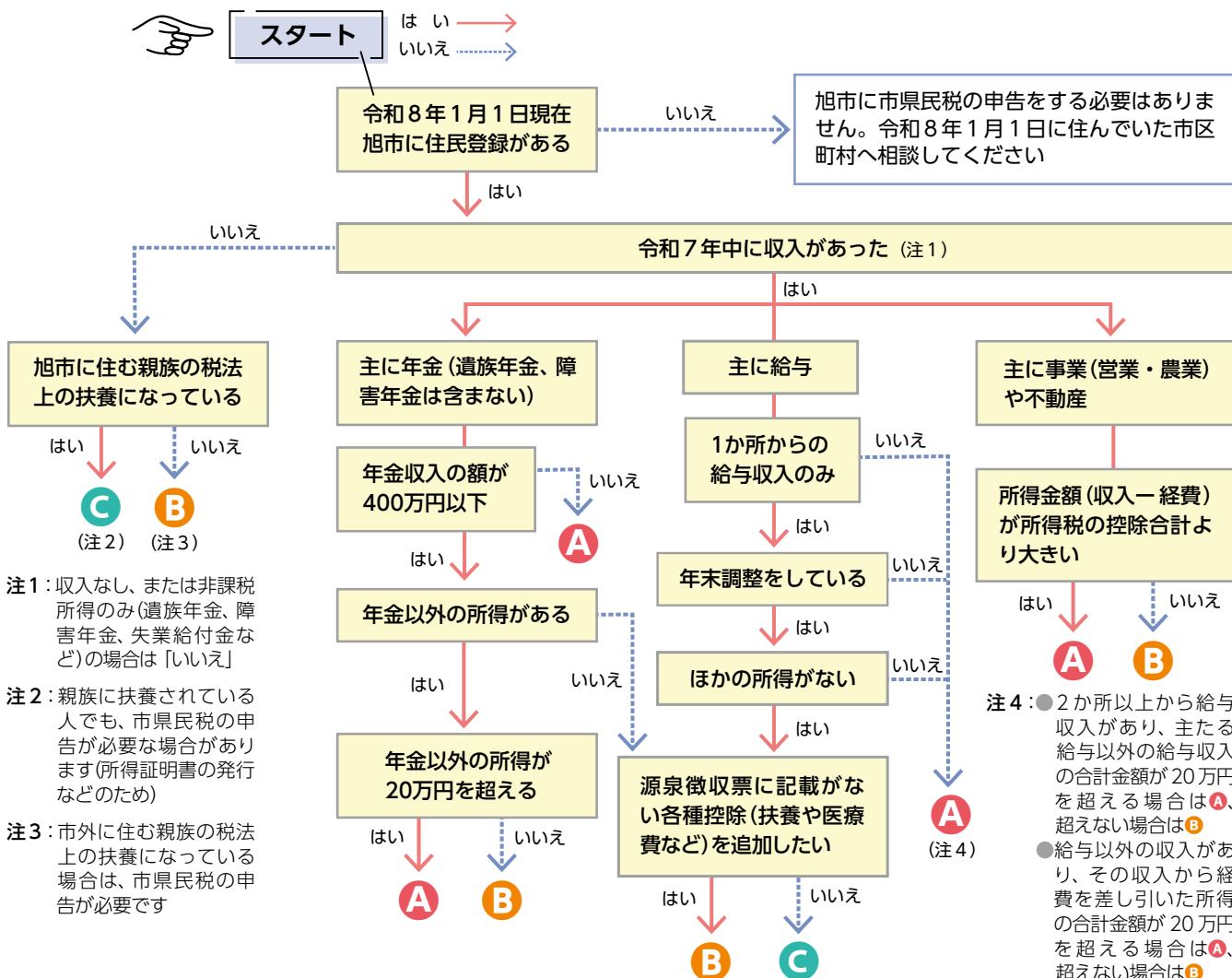
場所／市役所1階

〈共通事項〉

混雑状況により、早めに締め切る場合があります。



CHECK! 申告が必要かどうか、次のフローチャートを目安にしてください。



判定結果	A 所得税の確定申告が 必要です	所得税の確定申告を提出すれば、市県民税の申告は必要ありません
	B 市県民税の申告が 必要です	ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が 必要です
	C 所得税の確定申告、市県民税の申告は 必要ありません	

[別表]受付日時や場所など

申告内容	受付日時	場所	そのほか
○所得税 ○市県民税	2月9日(月)～13日(金)の平日 午前9時～午後4時 ※要予約	税務課	● 2月16日(月)、24日(火)、3月2日(月)は、スマートフォンでの申告ブースを設けます。 ※要予約 ● 市県民税の申告は、2月13日(金)までは予約不要で受け付けます。
	2月16日(月)～3月16日(月) の平日午前9時～午後4時 ※要予約。3月1日(日)、8日(日)は開設	市役所1階 市民ホール	● 市県民税の申告は、2月13日(金)までは予約不要で受け付けます。
○所得税 ○消費税	2月16日(月)～3月16日(月) の平日午前8時30分～午後4時 ※要予約	銚子税務署	期間前も受け付けます。 国税庁LINEから予約してください。

*作成済みの申告書の提出は予約不要で、2月13日(金)までは税務課、2月16日(月)～3月16日(月)は市民ホールで受け付けます。

[別図]



問い合わせ先

- 所得税の確定申告 銚子税務署(☎0479-22-1571)
- 市県民税の申告 税務課課税班(☎62-5321)